

島原城築城400年記念事業実行委員会

第4回会議



○日 時 令和元年12月23日（月） 午後3時00分

○場 所 有明公民館 大ホール

島原城築城400年記念事業実行委員会
第4回会議資料目次

報 告 1	平成31年度（令和元年度）事業の進捗状況・・・	P 1
第1号議案	令和2年度事業計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
第2号議案	古写真等の募集に関する要綱（案）・・・・・・・・	P 8
説 明	ロケツーリズムの推進について・・・・・・・・	別 冊
そ の 他		



(報 告 1)

平成31年度（令和元年度）事業の実施状況

1. 会議の開催

(1) 実行委員会

会議名	開催日	議案等
第3回会議	令和元年 6月 14日	<ul style="list-style-type: none">・ ロゴマークの選考・ ロゴマークの使用に関する要綱・ 平成30年度事業報告・ 平成31年度事業計画・ 平成31年度収支予算・ 協賛事業の認定等に関する要綱

(2) 幹事会

- ・ 第4回会議 平成31年 4月 17日
- ・ 第5回会議 令和 元年 6月 11日
- ・ 第6回会議 令和 元年 11月 25日

(3) 専門部会

祝祭・イベント・交流部会

- ・ 第4回会議 令和 元年 6月 6日
- ・ 第5回会議 令和 元年 7月 11日
- ・ 第6回会議 令和 元年 9月 17日
- ・ 第7回会議 令和 元年 10月 24日

歴史・文化部会

- ・ 第6回会議 令和 元年 5月 9日
- ・ 第7回会議 令和 元年 6月 5日
- ・ 第8回会議 令和 元年 7月 11日
- ・ 第9回会議 令和 元年 9月 11日
- ・ 第10回会議 令和 元年 10月 2日
- ・ 第11回会議 令和 元年 11月 6日

島原城下まちづくり部会

- ・ 第4回会議 令和 元年 11月 8日

2. 記念事業の開催

(1) 島原みらいキャンパス

～島原城の400年の歴史に包まれて～

①テーマ「島原城築城」

- ・開催日 令和元年 7月20日
- ・開催場所 島原城観光復興記念館
- ・参加者数 61人

②テーマ「天下の名城 島原城」

- ・開催日 令和元年 9月21日
- ・開催場所 武家屋敷篠塚邸
- ・参加者数 43人

③テーマ「島原城下町」

- ・開催日 令和元年 10月12日
- ・開催場所 堀部邸
- ・参加者数 48人

④テーマ「城下町の発展」

- ・開催日 令和元年 11月16日
- ・開催場所 小早川邸
- ・参加者数 41人



【島原みらいキャンパス】

(2) 島原城の七不思議

- ・開催日 令和元年 9月21日
- ・場所 島原城
- ・参加者数 171人



【島原城の七不思議】

(3) 島原城一斉清掃

- ・開催日 令和元年 11月16日
- ・場所 島原城
- ・参加者数 500人 (別紙1)
- ・ゴミ総量 2,440 kg



【島原城一斉清掃】

(4) ロケツアーリズムセミナー

- ・開催日 令和元年 11月21日
- ・場所 森岳公民館
- ・参加者数 42人

4. ロゴマークの使用承認

- ・承認件数 20 件（別紙 2）

5. 協賛事業の認定

- ・認定件数 3 件（別紙 3）

島原城築城400年記念事業 島原城一斉清掃参加者名簿

番号	団体名	人数
1	島原市老人クラブ連合会（森岳楽生会）	17
2	島原市シルバー人材センター	138
3	九州電力島原配電事業所	19
4	九州電力五島配電事業所	1
5	九州電力島原営業所	23
6	九州電気保安協会	6
7	島原電気工事協同組合	6
8	森岳婦人会	35
9	霊丘婦人会	16
10	白山婦人会	16
11	三会婦人会	5
12	安中婦人会	6
13	十八銀行	2
14	親和銀行	2
15	島原鉄道	2
16	みどり保育園	20
17	第一中学校	24
18	島原商業高等学校	18
19	島原高等学校	28
20	島原観光ビューロー	2
21	島原青年会議所	2
22	島原商工会議所青年部	2
24	ぼかしの会	13
25	吉川組	2
26	島原振興局	4
27	ケーブルテレビジョン島原	3
28	当日参加者（一般）	54
30	島原市	34
	合 計	500

島原城築城400年記念事業ロゴマーク 使用承認申請受付簿

承認 番号	申請者	使用用途等
	名 前	
1	合資会社 南陽商会 佐藤 英昭	印刷物 (名刺印刷等)
2	しまばら観光おもてなし課 課長 松崎 英治	印刷物 (職員用名札)
3	有限会社 ユニオンスポーツ 代表取締役 古瀬 章彦	商品 (バッグ)
4	有限会社 ユニオンスポーツ 代表取締役 古瀬 章彦	商品 (ポロシャツ、Tシャツ等)
5	株式会社島原観光ビューロー 代表取締役 中村 慎次	商品 (ピンバッジ)
6	島原城薪能振興会 会長 満井 敏隆	印刷物 (ポスター、チラシ、パンフレット等)
7	産業政策課 課長 吉田 正久	文書全般
8	島原がまだすリーグ・スポーツキャンプ等 誘致実行委員会 会長 満井 敏隆	印刷物 (うちわ広告)
9	島原観光ボランティアガイド 会長 相良 信一	ガイド用名札
10	精霊流し実施協議会 会長 阿部 洋次郎	宣伝 (切子灯籠、丸灯籠)
11	森岳地区社会福祉協議会 事務局長 小川 澄子	印刷物 (森岳地区社協だより)
12	森岳婦人会 会長 小川 澄子	印刷物 (定例役員会資料)
13	社会教育課 課長 松本 恒一	文書全般
14	島原市議会事務局 局長 高原 昌秀	文書全般
15	島鉄観光株式会社 永井 和久	印刷物 (名刺)
16	島原鉄道株式会社 永井 和久	印刷物 (名刺)
17	島原ブランディングデザイン事務所 鹿田 雄也	印刷物 (名刺)
18	しまばら温泉不知火まつり振興会 会長 満井 敏隆	印刷物 (チラシ)
19	島原半島ジオパーク協議会 会長 古川 隆三郎	その他 (缶バッジ)
20	島原ふるさと産業まつり実行委員会 委員長 山中 数浩	印刷物 (チラシ・ポスター)

島原城築城400年記念事業協賛事業認定申請受付簿

承認 番号	申請者	事業内容等
	名 前	
1	島原市教育委員会 社会教育課長 松本 恒一	第214回市民文化講座 明治新政府と丸山作楽 (R1. 9. 16、森岳公民館)
2	島原市教育委員会 社会教育課長 松本 恒一	文化財ウルトラウォーキング (R1. 11. 9、島原城コースほか2コース)
3	島原市教育委員会 社会教育課長 松本 恒一	第215回市民文化講座市民文化講座・島原図書館 郷土史を学ぼう会 松平文庫の思い出 (R1. 12. 14、森岳公民館)

(第1号議案)

令和2年度事業計画(案)

1. 祝祭・イベント・交流事業

- (1) 島原城一斉清掃の実施
- (2) 啓発イベントの開催
- (3) 市民、県民自主企画イベントの募集
- (4) ロケツアーリズムの推進

2. 歴史・文化事業

- (1) 「島原みらいキャンパス」の開催
- (2) 島原城読本の編集
- (3) 古写真、絵画等の募集
- (4) 歴史史料の電子化検討
- (5) 島原藩日記刊行会(仮称)の発足支援

3. 島原城下まちづくり事業

- (1) 城下町島原にふさわしい景観整備に対する提案
 - ・ 島原城天守閣等の整備
 - ・ 街なみ景観整備(修景整備に対する補助)
 - ・ 島原城外周の道路美装化
 - ・ 島原城周辺の無電柱化

(第2号議案)

古写真等の募集に関する要綱（案）

1 募集する古写真や絵図のテーマ

天守閣・櫓の復元以前（昭和39年以前）の写真や絵図を募集対象とします。

- (1) 島原城・・・天守閣、櫓、内堀、城壁など、島原城に関する写真・絵図
- (2) 城下町・・・島原城下のまちなみ、武家屋敷などの写真・絵図

2 応募する際の規格

応募に際しては下記の規格にて送付ください。

- (1) お持ちの写真・絵図の現物を応募いただける場合は現物
- (2) プリントされた写真
- (3) デジタルデータ（JPEG以外のファイル形式の場合は事前にご連絡ください。）

3 募集期限

令和6年3月31日まで

4 応募・お問い合わせ先

島原城築城400年記念事業実行委員会まで下記の方法にてご応募ください。

- (1) 現物、プリントされた写真の場合・・・郵送または持参
- (2) デジタルデータの場合・・・メール添付（最大10MB）またはデータを保存したディスク（CD・DVD）を郵送または持参

〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地

島原城築城400年記念事業実行委員会

（島原市役所しまばら観光おもてなし課内）

電話 0957-63-1111 電子メール sbj@city.shimabara.lg.jp

5 注意事項

- (1) 応募いただいたデジタルデータは返還いたしません。
- (2) 応募いただいたプリントされた写真や現物は、デジタル画像に変換した後に返還いたします。
- (3) 応募いただく写真や絵図は、応募者ご本人の所有物であり、著作権を完全に保有しているものに限り、第三者が発行する印刷物やホームページ等から転用されたものは受付できません。
- (4) 応募いただいた写真の著作権は撮影者（応募者）に帰属しますが、今後、島原市の事業での使用について、撮影者（応募者）は許諾するものとします。
- (5) 応募された写真・絵図の全てを展示や広報に使用するものではありません。
- (6) 応募に関する個人情報、本企画以外の目的に使用しません。
- (7) 本要項に記載のないことについては、応募者と協議のうえ決定します。

島原城築城400年記念事業実行委員会委員名簿

(敬称略)

所属団体・役職名	氏名	備考
島原市長	古川 隆三郎	会長
島原市議会議長	生田 忠照	副会長
島原商工会議所会頭	満井 敏隆	副会長
(株) 島原観光ビューロー代表取締役	中村 慎次	副会長
(株) 十八銀行島原支店長	村中 恵樹	監事
(株) 親和銀行島原支店長	谷口 誠一郎	監事
島原市議会総務委員長	濱崎 清志	
島原市議会産業建設委員長	林田 勉	
島原市議会教育厚生委員長	種村 繁徳	
国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長	田村 毅	
長崎県島原振興局長	小村 利之	
島原警察署長	宮下 直樹	
島原地区校長会会長	渡邊 孝経	
島原市校長会会長	永田 俊文	
島原市保育会会長	原田 恒	
島原市私立幼稚園協会会長	吉岡 今日子	
島原市教育文化振興事業団理事長	寺田 集施	
島原文化連盟委員長	宮崎 金助	
有明町文化協会顧問	坂本 梓	
島原市町内会・自治会連合会会長	阿部 洋次郎	
島原市白山青年団団長	本多 太樹	
島原市婦人会連絡協議会会長	川本 まなみ	
島原市老人クラブ連合会会長	加藤 勝彦	
九州電力株式会社島原配電事業所長	小川 末記	
(株) ケーブルテレビジョン島原代表取締役	清水 多聞	
(株) ひまわりテレビ代表取締役社長	宮崎 健	
島原鉄道株式会社代表取締役社長	永井 和久	
九商フェリー株式会社代表取締役社長	美根 晴幸	
熊本フェリー株式会社代表取締役社長	井手 雅夫	
やまさ海運株式会社専務取締役	伊達 明德	
有明町商工会会長	片山 輝雄	
(一社) 島原青年会議所理事長	永代 秀顕	
島原商工会議所青年部会長	林田 新吾	
島原雲仙農業協同組合代表理事組合長	岩本 猛	
島原漁業協同組合代表理事組合長	吉本 政信	
有明漁業協同組合代表理事組合長	本田 順也	
島原市商店街連盟会長	隈部 政博	
島原観光ボランティアガイドの会会長	相良 信一	
島原ライオンズクラブ	村中 賞悟	
島原城解説委員	松尾 卓次	
島原市副市長	柴崎 博文	
島原市教育委員会教育長	森本 和孝	

島原城築城 400 年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、島原城築城 400 年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目的)

第2条 実行委員会は、島原城が築城 400 年の節目を迎えるに当たり、島原城や城下町の歴史・伝統・文化の再認識と発信を行うとともに、築城 400 年を契機とした現存する島原城及び周辺施設等の景観整備に対する提言並びに新しい歴史・文化を創造し、未来へ伝承することによる島原市の発展を図るために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 島原城築城 400 年記念事業（以下「記念事業」という。）の基本方針及び事業計画の策定に関すること。
- (2) 上記計画に基づく事業の実施に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は島原市長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
 - (1) 関係機関及び関係団体の代表者又は役職者。
 - (2) その他会長が特に必要と認める者。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 2名
- 2 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときはあらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査し、実行委員会の会議（以下「会議」という。）に報告する。

(任期)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、実行委員会の設立の日から、解散の日までとする。ただし、委員等が、就任時の機関及び団体の役職を離れた場合は、その後任者が、前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、やむを得ない事情により、委員等から辞任の申出があったときは、委嘱を解くことができる。

(報酬等)

第8条 委員等の報酬は無報酬とする。ただし、必要に応じ旅費等を支払うことができる。

(会議)

第9条 会議は、委員等をもって構成する。

- 2 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 実行委員会規約の制定、改廃に関すること。
 - (2) 記念事業の基本方針に関すること。
 - (3) 事業計画及び予算に関すること。
 - (4) 事業報告及び決算に関すること。
 - (5) 幹事会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他会長が必要と認めた事項に関すること。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、欠席する委員からあらかじめその権限を議長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- 5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 6 会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決す

るところによる。

(幹事会)

第10条 専門部会間の連絡調整等を行い、会議に提案事項等の立案及び報告を行うため、幹事会を置く。

2 幹事は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 第12条に規定する専門部会の部会長と副部会長

(2) 島原市職員

3 幹事会に幹事長及び副幹事長若干名を置く。

4 幹事長は、幹事の中から互選により選出する。

5 副幹事長は、幹事長が指名する。

6 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名した副幹事長がその職務を代理する。

8 幹事会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会議から委任を受けた事項に関すること。

(2) 会議への提案事項等の立案、及び報告に関すること。

(3) 会議を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) 専門部会間の連絡調整等に関すること。

(5) その他会長が必要と認める事項に関すること。

9 幹事会は、前項に掲げる事項を審議し、決定したときは、これを次の会議に報告しなければならない。

10 前条第4項から第6項までの規定は、幹事会の会議にこれを準用する。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、会議を招集するいとまがないと認められるときは、会議で議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告し承認を得なければならない。

(専門部会)

第12条 実行委員会の事業を円滑に進めるため、必要に応じ実行委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を島原市産業部しまばら観光おもてなし課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(決算)

第16条 実行委員会の決算は、会計年度終了または事業完了のいずれか早い日の後、速やかに監事の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

(解散)

第17条 実行委員会は、その目的が達成されたときは会議の議決により解散する。

2 実行委員会が解散する際に残余財産がある場合には、その残余財産は島原市に帰属するものとする。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成30年7月25日から施行する。

2 第15条の規定に関わらず、実行委員会設立年度に係る会計年度については、設立の日から平成31年3月31日までとする。

島原城築城 400 年記念事業実行委員会専門部会設置要領

(設置)

第 1 条 島原城築城 400 年記念事業の運営をより円滑に推進するため、島原城築城 400 年記念事業実行委員会規約（以下「規約」という。）第 1 2 条の規定に基づき、次の専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

- (1) 祝祭・イベント・交流部会
- (2) 歴史・文化部会
- (3) 島原城下まちづくり部会
- (4) その他必要に応じ設置する部会

(構成)

第 2 条 専門部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 規約第 4 条第 1 号に定める委員のうち、構成団体については当該構成団体から選出された者並びに部会参加を希望する個人
- (2) 島原市職員
- (3) その他会長が必要と認めた者

(事務分掌)

第 3 条 各専門部会の事務分掌は、別表によるものとし、新たな部会を設置した場合はこれを調製する。

(部会長等)

第 4 条 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、部会員の中から互選により選出する。
- 3 副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長及び副部会長は、専門部会相互の連携を図るため、幹事会において連絡調整を行う。

(補則)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事会に諮り、各部会長が適宜これを処理することができる。

附則

この要領は、平成30年7月25日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会事務分掌

部会名	業務内容
祝祭・イベント・交流部会	<ul style="list-style-type: none">・基本方針に関する事業の企画、提案及び実施に関する事・記念式典、イベント等に関する事・島原藩ゆかりの地との交流事業に関する事
歴史・文化部会	<ul style="list-style-type: none">・基本方針に関する事業の企画、提案及び実施に関する事・歴史に関する事・伝統文化に関する事
島原城下まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none">・基本方針に関する事業の企画、提案に関する事・島原城整備事業に関する事・島原城周辺整備事業に関する事